

平成29年度西原町人材育成会学資金貸費生を募集します

西原町人材育成会では、町の発展に寄与する人材の育成を目的として、町出身の優秀な学生・生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資金を貸与するため、平成29年度貸費生を次のとおり募集します。

なお、応募書類等は町教育総務課内西原町人材育成会窓口または西原町子育て情報サイト「ゆいわらび」からダウンロードすることができます。

1、貸費生の資格

県内高等学校、高等専門学校、県内・県外大学(短大を含む)、海外大学(短大)の在学学生及び入学予定者。(学校教育法による学校のみ。海外留学については学校教育法による大学と同等の教育課程をもつ学校)
 ※各種専門学校及び看護学校等は該当しません。
 ※他の団体との奨学金貸与の併用はできません。申請はできますがどちらも決定した場合は、いずれかを辞退してください。

2、募集人員

各種とも若干名

3、貸与月額

県内高等学校	1万円	県内大学(短大を含む)	3万円
高等専門学校(1年～3年次)	1万円	県外大学(短大を含む)	4万円
(4年～5年次)	3万円	海外大学留学	4万円

4、出願書類の受付期間

平成29年3月1日(水)から平成29年3月31日(金)までに本会へ必着のこと。

5、応募書類の提出先及び連絡先

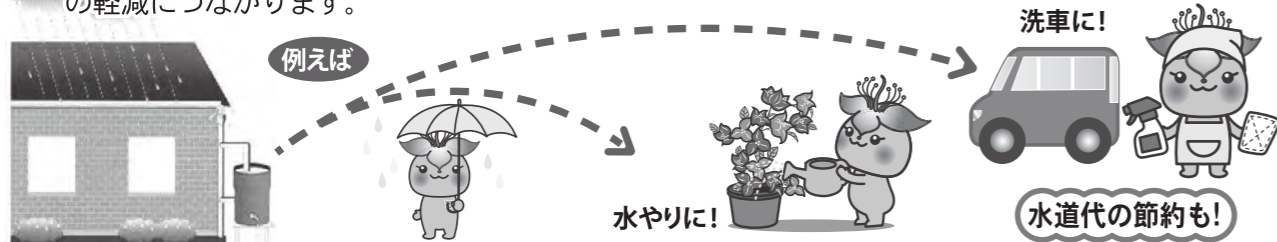
西原町人材育成会 (西原町教育総務課内) 945-3655



雨水利用促進助成金交付制度

雨水タンクを設置し雨水が一気に川へ流れないようにすることで、洪水や災害の軽減につながります。

“雨水利用” しませんか!



※ 雨水タンクを設置し雨水が一気に川へ流れないようにすることで、洪水や災害の軽減につながります。

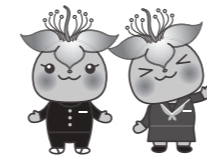
制度の内容 町内で、平成28年12月末までに次の対象施設等を設置される方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。現在、土木課窓口で申請資料の配布と申請の受付を行っています。

対象施設等 ① 雨水利用のための雨水タンクの設置工事
 ② 下水道接続で不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用する改造工事
 ※ 有効貯水量 1㎡以上。1世帯に1施設。すでに設置されている施設、補修等は対象外。

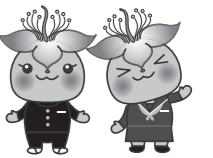
交付額 工事1件につき5万円まで。ただし要した費用の額が5万円未満の場合は要した費用。
 ※ 重複して交付を受けることはできません。

資料配布・申請は
土木課計画係の窓口まで

【お問い合わせ・申請書配布】 建設部土木課 計画係 ☎945-4415



西原町人材育成会入学支度金給付事業について



沖縄県内にある高等学校、高等専門学校への就学が困難な者に対し、入学支度金を予算の範囲内で給付します。

1 採用予定人数及び給付額

- (1) 採用予定人数 20人以内
- (2) 給付額 50,000円以内
 給付対象経費：入学金、制服代、教科書代、体育用品・実習着等
 給付時期：平成28年度中(入学手続き期間)

2 応募期間

12月1日(木)～28日(水)
 9時～17時(土、日、祝日、開庁日の12時～13時を除く)

3 提出場所

西原町人材育成会(教育総務課内)

4 応募資格

- (1) 平成28年12月1日現在、西原町内に3年以上住所を有する者又は3年以上住所を有する者の子弟であり、かつ、引き続き西原町内へ住所を有すること
- (2) 沖縄県内にある高等学校(学校教育法による高等学校)、高等専門学校(学校教育法による高等専門学校)に入学予定で、経済的理由により就学困難であること

5 採用基準

- 次の要件を全て満たす者
- (1) 出願時までの中学校等における学習成績の評定平均値が各学年5段階評価で平均値4.0以上であること
 - (2) 学校長が推薦する者
 - (3) 住民税が非課税世帯(※生活保護世帯を除く。)
- 注) 単身赴任等で別住所に居住している方も原則生計同一とみなす

6 申請時必要書類

- (1) 入学支度金給付願書
 - (2) 住民票謄本(続柄記載)
 - (3) 住民票上の世帯分の課税証明書
 - (4) 高等学校等入学支援金推薦書及び成績証明書(開封無効)
 - (5) その他会長が必要とする書類
- ※各種証明書類は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものを提出
 ※(1)、(4)の様式については、人材育成会窓口または西原町の子育て情報サイト「ゆいわらび」からダウンロードできます。



西原町の子育て情報サイト「ゆいわらび」にも載っているよ!

ゆいわらび 検索

<ゆいわらび> トップページ → 学校と教育 → 各種支援 → 西原町人材育成会入学支度金給付事業

【お問い合わせ】 西原町人材育成会(教育総務課内) ☎945-3655

給付金の申請は済んでいますか?

申請期限
平成29年1月5日

～臨時福祉給付金・障遺基礎年金受給者向け給付金～

給付金を受給するためには、申請が必要です。期限までに申請がない場合は、給付金を受け取ることができません。支給の可能性のある方へ申請書類を8月に送付していますので、お早めに申請をお願いします。

【お問い合わせ】 福祉部 こども福祉課 社会福祉係 ☎945-5311